

# 千葉県報

号外  
令和5年9月22日

号外第73号

規

則

○ 特定都市河川浸水被害対策法施行細則

特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和五年九月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第五十四号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第百六十四号。以下「省令」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例（令和五年千葉県条例第二十五号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設整備計画の変更の申請)

第二条 法第十四条第一項の規定による変更の認定を受けようとする者は、雨水貯留浸透施設整備計画変更認定申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第六条第二項各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添付するものとする。

(計画説明書)

第三条 省令第十六条第二項に規定する計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（別記第二号様式）とする。

2 前項の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工程表を添付するものとする。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第四条 省令第十六条第一項に規定する雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請等)

第五条 法第三十七条第二項に規定する申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請書（別記第三号様式）とする。

2 前項の申請書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添付するものとする。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者は、雨水浸透阻害行為変更協議書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定は、前項の協議書について準用する。

(軽微な変更の届出)

第六条 法第三十七条第三項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（別記第四号様式）により行うものとする。

(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第七条 省令第二十六条第一項に規定する雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

一 雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

二 雨水貯留浸透施設の構造詳細図で縮尺五百分の一以上のもの

三 その他知事が必要と認める図書

(身分証明書)

第八条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記第五号様式によるものとする。

2 法第七十七条第五項において準用する法第七十四条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記第六号様式によるものとする。

(書類の提出部数)

第九条 法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類の部数は、正本一部副本一部とする。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

令和5年9月22日（金曜日）

千葉県報

別記

第一号様式(第二条第一項)

雨水貯留浸透施設整備計画変更認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画について変更したいので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画の認定番号	年 月 日 第 号
1 雨水貯留浸透施設的位置	
2 雨水貯留浸透施設の規模	
3 雨水貯留浸透施設の構造及び設備	
4 雨水貯留浸透施設の設備に係る資金計画	
5 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間	
6 雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期	

変更に係る事項	(上記の変更に係る事項の番号)
変更前	
変更後	
変更の内容	(上記の変更に係る事項の番号)
変更前	
変更後	
変更の理由	
その他の必要な事項	

※受付番号	年 月 日 第 号
※変更の認定番号	年 月 日 第 号

- 注
- 「変更に係る事項」欄は、変更をしようとする事項の番号を○で囲むこと。
  - 「その他必要な事項」欄には、変更後の雨水貯留浸透施設整備計画に基づき雨水貯留浸透施設を設置することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
  - ※印のある欄には、記載しないこと。

第二号様式(第三条第一項)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書

雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称												
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針												
行為区域内の状況	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)	合計	
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	コンクリート	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)	㎡	㎡
行為区域内の土地利用計画	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計			
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出雨量		係数	名称	行為後の流出雨量	係数	容量又は規模及び構造	管理者				
	㎡	㎡							㎡/秒	㎡/秒	㎡/秒	㎡/秒
その他												

注 雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い、道路を設ける場合にあつては、「その他」欄には、当該道路の名称、管理者等を記載すること。

第三号様式（第五条第一項及び第三項）

雨水浸透阻害行為変更許可申請書  
雨水浸透阻害行為変更協議書

千葉県知事 様 申請者（協議者） 住所 氏名  
年月日

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項について変更したいので、特定都市河川浸水被害対策法 第37条第4項において準用する同法第35条

第3条第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

協議

雨水浸透阻害行為の許可番号	年月日第号
変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要
	4 対策工事の計画の概要
変更の理由	
伴い変更する事項	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日
	3 対策工事の着手予定年月日
	4 対策工事の完了予定年月日
その他必要な事項	

※受付番号	年月日第号
※変更の許可に付した条件	
※変更の許可番号	年月日第号

- 注
- 「変更に係る事項」欄及び「工事の計画の変更に伴い変更する事項」欄には、変更しようとする事項について、変更後のものを記載すること。
  - 「その他必要な事項」欄には、「雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
  - ※印のある欄には、記載しないこと。

第四号様式（第六条）

雨水浸透阻害行為変更届出書

千葉県知事 様

届出者 住所 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号	年月日第号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年月日
雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年月日
対策工事の着手予定年月日	年月日
対策工事の完了予定年月日	年月日
その他必要な事項	

第五号様式(第八条第一項)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	所 属 職 名 氏 名	生 年 月 日	第 号
<p>上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項及び第74条第1項の規定により立入検査を行うことができる者であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付 年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 印</p>				

(裏)

特定都市河川浸水被害対策法(抜粋)

(立入検査)

第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地(対策工事に係る建築物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定建築行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

第六号様式(第八条第二項)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	所 属 職 名 氏 名	生 年 月 日	第 号
<p>上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付 年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 印</p>				

(裏)

特定都市河川浸水被害対策法(抜粋)

(立入検査)

第74条 略

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 略

(測量又は調査のための土地の立入り等)

第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の指定又は第44条第1項の規定による保全調整地の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4 略

5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

6～10 略

備考 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。